

測量法（昭和24年法律第 188 号）第39条において準用する同法第14条第 1 項の規定により、国土交通省九州地方整備局武雄河川事務所長から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

平成21年11月27日

佐賀県知事 古 川 康

- 1 作業種類 公共測量（牛津川縦横断測量業務に伴う水準測量）
- 2 作業期間 平成21年 9 月 9 日から平成22年 2 月26日まで
- 3 作業地域 多久市、小城市及び杵島郡江北町